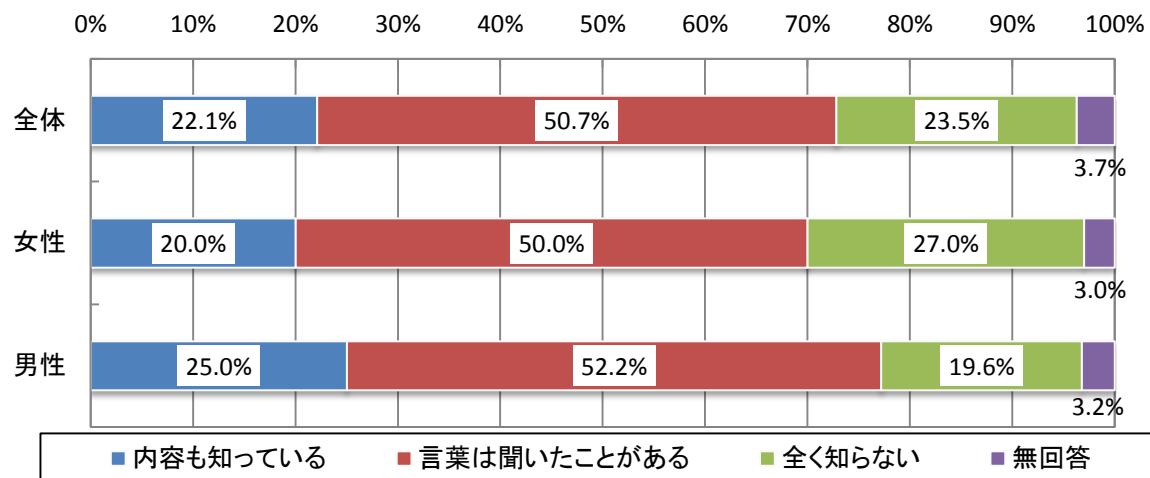


### 3 男女共同参画についてお聞きします。

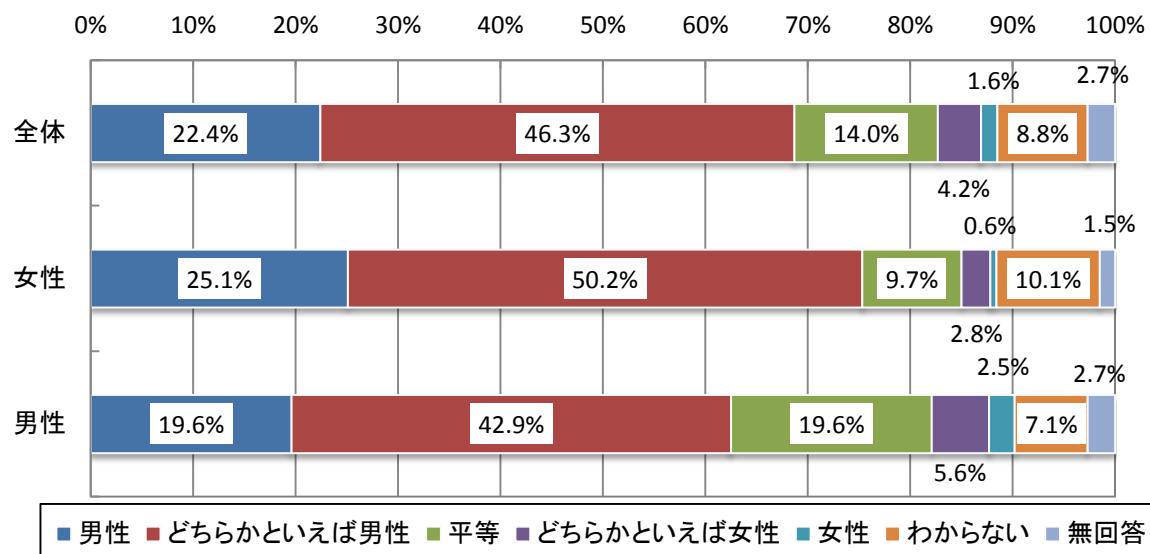
#### I 男女平等意識

問8 あなたは、「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか。



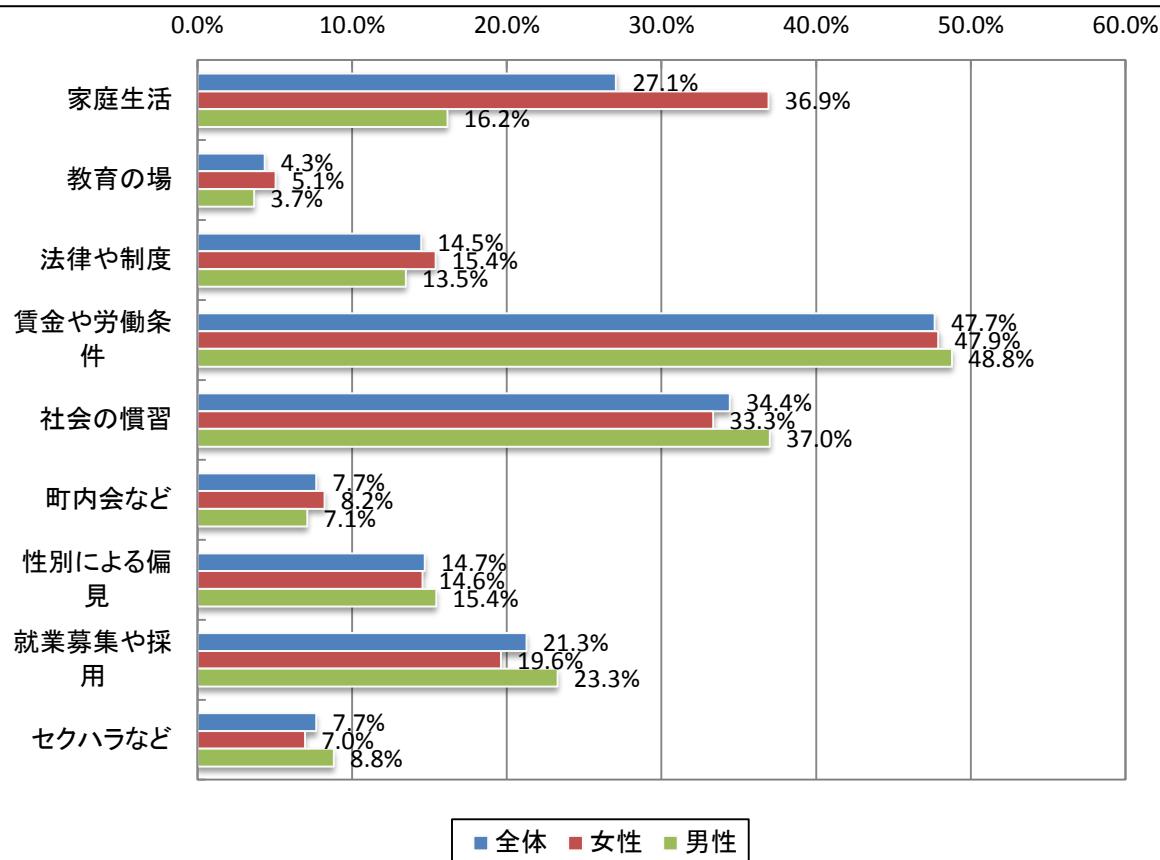
「男女共同参画社会」という言葉の認知度は、「言葉は聞いた事がある」が5割を超え最も多く、「内容も知っている」と合わせた認知度は、7割を超えていました。しかし、「全く知らない」と回答した方も2割強となっていました。

問9 あなたは社会全体における男女の地位について、どちらが優遇されていると思いますか。



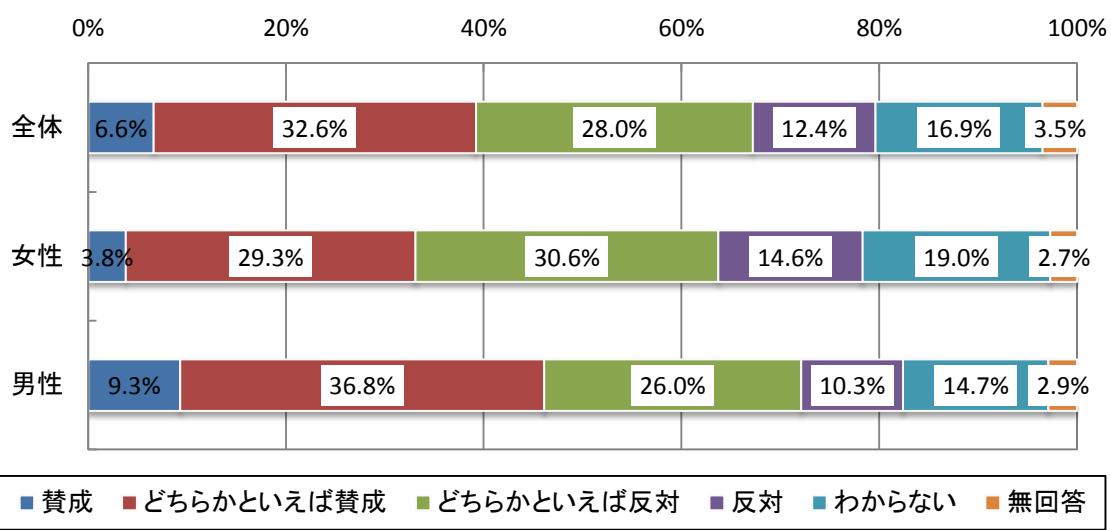
「平等」と思っている男性は19.6%に対し、女性は9.7%となっており、男女の地位についても、全体で68.7%の方が「男性の方が優遇されている」と考えています。回答があった大多数の人は「男女は平等ではない」と感じているようです。

問10 あなたの身近で男女の不平等を感じたことはありますか。(複数回答)



不平等と感じるのは、「賃金や労働条件などの待遇面」が47.7%と最も多く、次に「社会の慣習」となっています。男女の相違で目立ったのは「家庭生活」で、男性16.2%に対し、女性は36.9%と20.7ポイントも高い結果でした。家庭内の役割分担の意識を変えていく必要がありますが、家事や育児を自分で背負い、男性に役割分担を望まないことも現状としてあるようです。

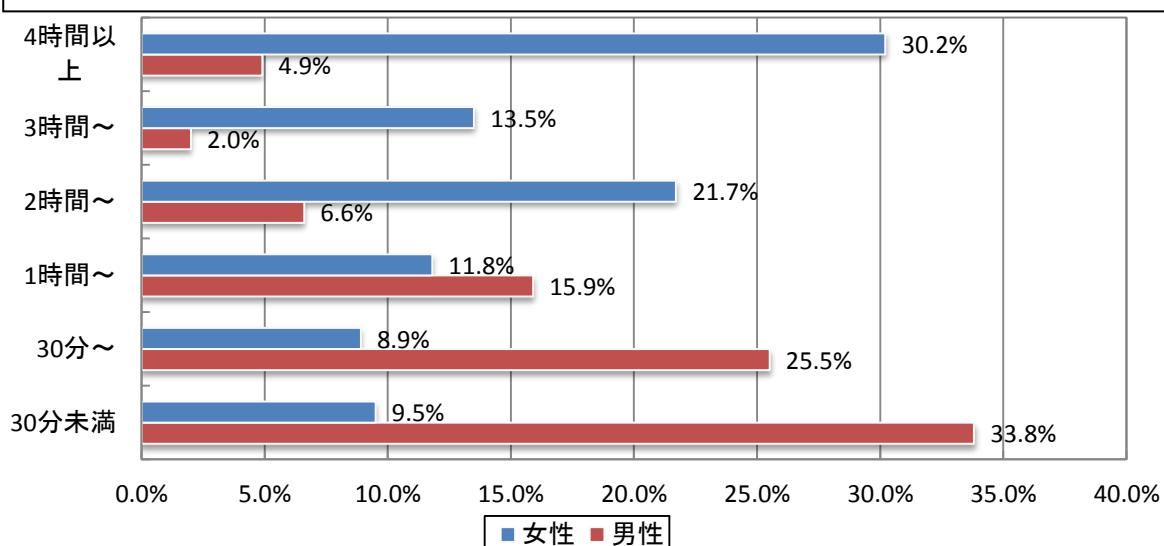
問11 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「賛成」、「どちらかといえば賛成」は、39.2%となり、「反対」、「どちらかといえば反対」は、合わせて40.4%という結果になりました。これは、過去に実施した市民意識調査と比較してみると、賛成と反対が初めて逆転したことになります。

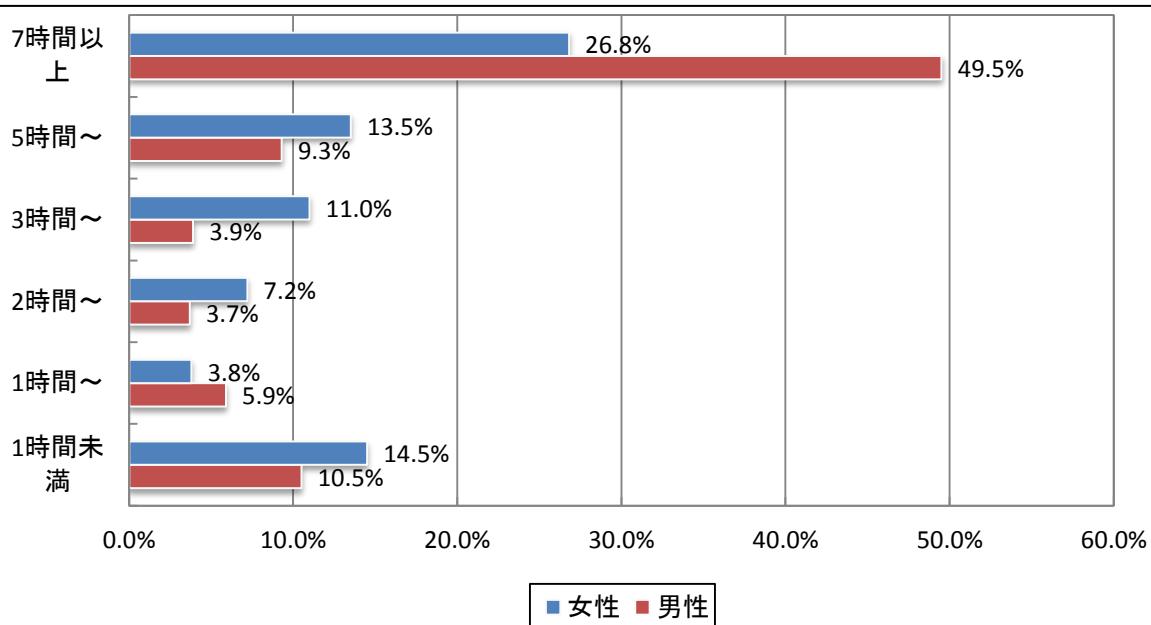
## II 生活時間

問12 あなたの1日の家事時間はどのくらいですか。



女性の家事時間は、1時間未満が18.4%であるのに対し、男性では59.3%であり、3時間以上の家事時間となると、女性は43.7%に対し、男性は、6.9%と、非常に偏っています。この結果から、家事時間は、いまだに女性の方が長いということがわかります。

問13 あなたの1日の仕事時間はどのくらいですか。



就業している方の割合は、全体で79.8%と、前回の61.1%、を18.7ポイントも上回りました。仕事時間で最も多かったのが、男女ともに7時間以上であり、男性は、49.5%と約半数の方が7時間以上の労働に該当していることになります。

### III 介護

問14 あなたは、これまで直接家族や親族のどなたかの介護を体験したことはありますか。(複数回答)

		全 体 (性別無回答含む)		女 性		男 性	
介護をしたことがある	自分の親	160人	16.7%	76人	14.8%	83人	19.5%
	配偶者の親	105人	11.0%	88人	17.1%	16人	3.7%
	配偶者	49人	5.1%	33人	6.4%	16人	3.7%
	その他の家族・親族	89人	9.3%	57人	11.1%	32人	7.5%
介護をしたことがない		513人	53.5%	247人	47.9%	263人	61.6%

介護については、半数以上の方が介護に直面していないという結果でしたが、男性では34.4%、女性では49.4%でと、介護は女性が行うことの方が若干多い結果となりました。

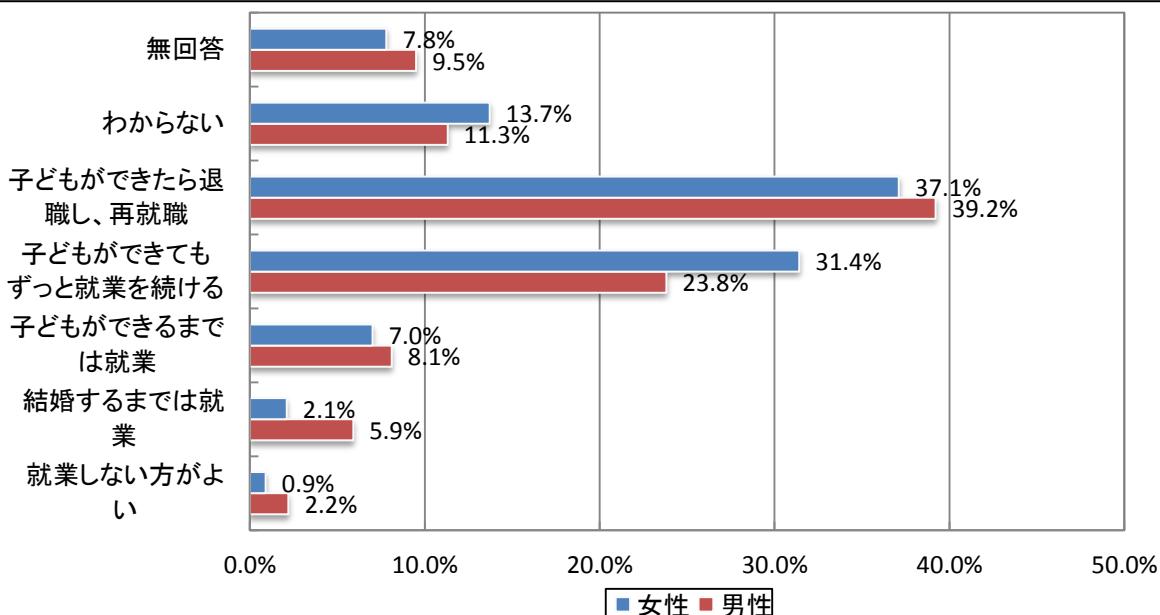
問15 あなたは、介護のために、次のようなことがありましたか。(複数回答)

	全 体 (性別無回答含む)	女 性	男 性			
仕事を辞めた	23人	2.6%	18人	3.8%	4人	1.0%
地域活動などの社会活動をやめた	27人	3.0%	16人	3.4%	11人	2.7%
趣味や習い事をやめた	76人	8.5%	58人	12.2%	17人	4.2%
その他	229人	33.2%	175人	36.9%	122人	30.0%

全体の回答者の男女別で見ると、介護をするために生活に変化があった男性は、37.9%に対し、女性は56.3%と、5割強の女性が介護のために、生活面に支障をきたしていたことになります。

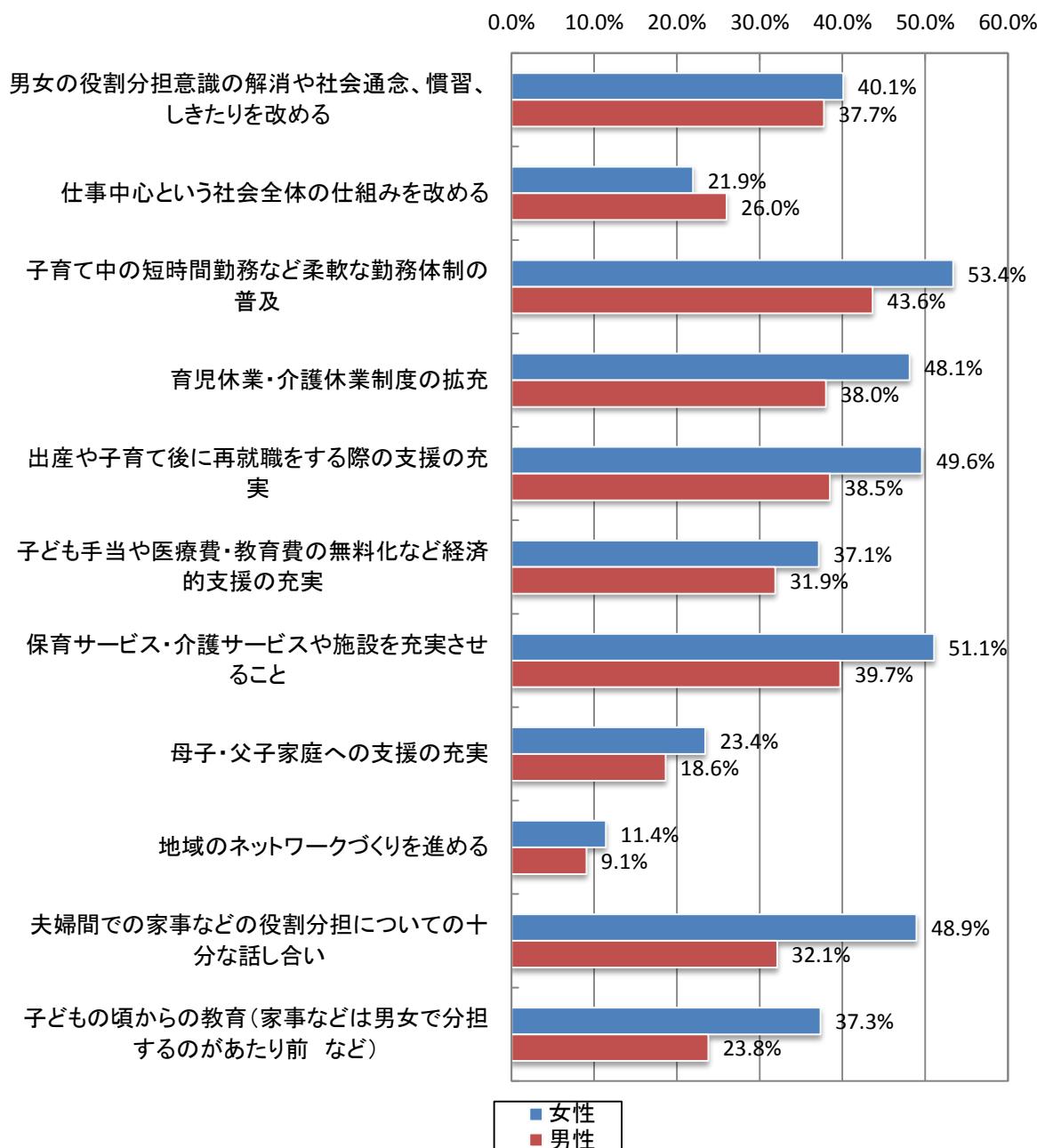
### IV 女性と仕事と子育ての両立

問16 あなたは、女性の就業と結婚・育児についてどう思いますか。



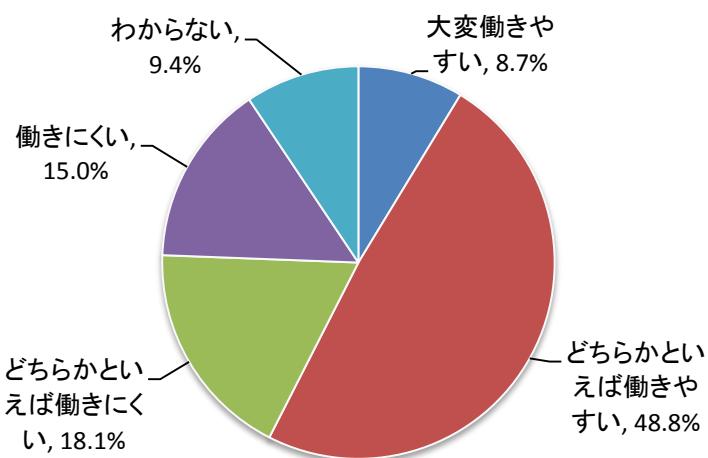
男女ともに、「子どもができたら就業をやめ、子どもが大きくなったら再び就業した方がよい」と、回答した方が最も多く、「子育ては女性の役割」と考えている方が多いことを示しています。しかし、「子どもができてもずっと就業を続ける方がよい」と考えている男女の割合も多くなってきています。

問17 あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立させていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



仕事と家庭の両立に必要なことは、「子育て中の短時間勤務など柔軟な勤務体制の普及」次いで、「保育サービス・介護サービスや施設の充実」となっています。

問18 あなたの職場は、仕事と家庭を両立するのに、働きやすい職場だと思いますか。

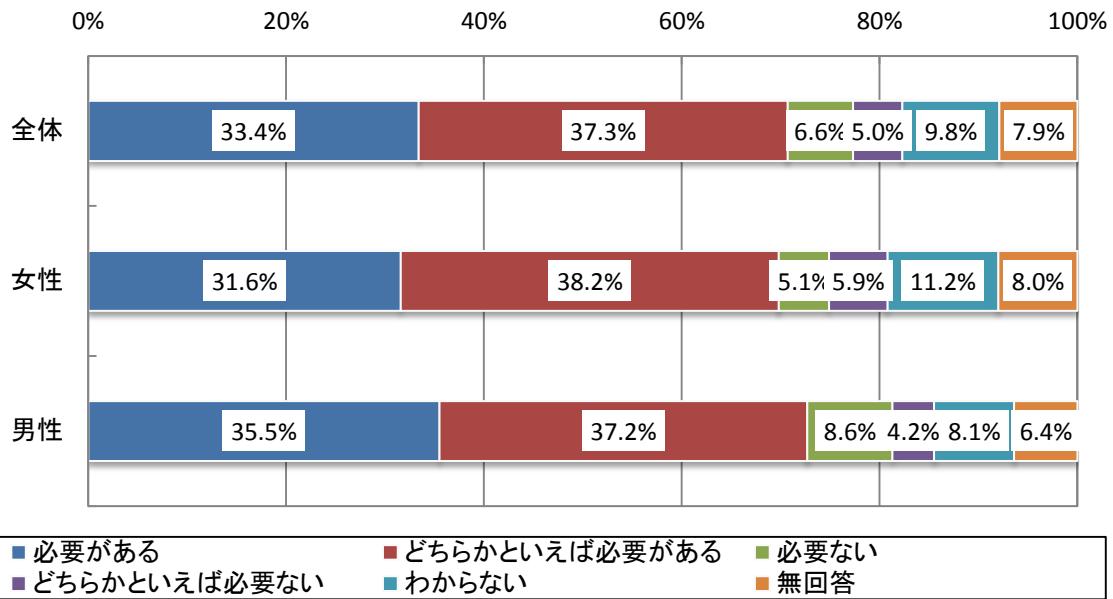


「大変働きやすい」、「どちらかといえれば働きやすい」を合わせると、57.5%の方は働きやすいと考えています。一方、「働きにくい」、「どちらかといえれば働きにくい」を合わせると33.1%と、仕事と家庭の両立については、事業主の理解が必要なので、両立支援を働きかけていく必要があります。

	全体 (性別無回答含む)	女性		男性	
大変働きやすい	37人 8.7%	18人 7.4%		19人 7.4%	
どちらかといえれば働きやすい	208人 48.8%	112人 46.3%		96人 37.4%	
どちらかといえれば働きにくい	77人 18.1%	32人 13.2%		45人 17.5%	
働きにくい	64人 15.0%	25人 10.3%		25人 15.2%	
わからない	40人 9.4%	12人 5.0%		27人 10.5%	

## V 防災における男女共同参画

問19 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応の必要があると思いますか。



防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要と考えている方が、全体で 70.7% と高い結果となりました。

問20 男女共同参画の視点から、防災・復興についてどんな取り組みが必要ですか。

例) 避難所に男女別の更衣室があるとよい。

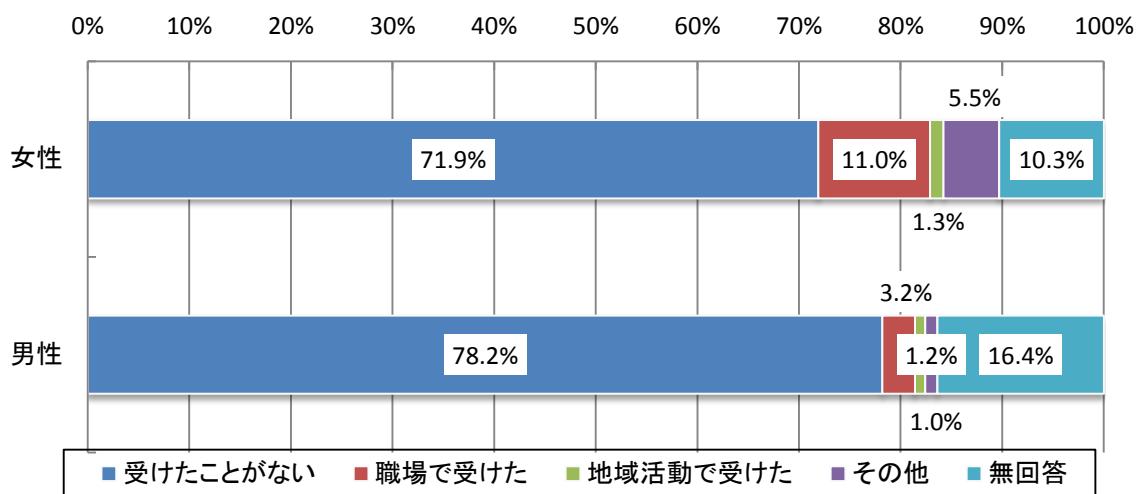
例) まちの防災活動に女性の参画をすすめてほしい。

\*無記入 322名 35.9%

この問い合わせには、別紙のとおり御意見をいただきました。 (※別紙資料に掲載)

## VI セクシャルハラスメント

問21 あなたはこれまでセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。  
あるとするとどこでありましたか。

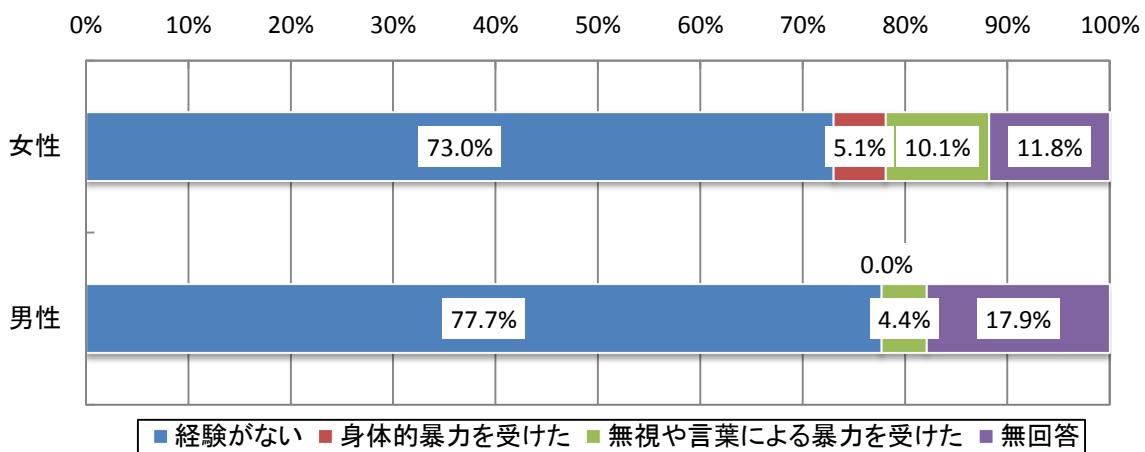


ほとんどの方は、受けたことがないと回答しているものの、女性では12.3%、男性でも4.4%の方がセクハラを受けております。被害があった時は、はつきりと拒絶し相談しましょう。

(男女雇用機会均等法の改正により、平成19年4月1日からは、職場においてはセクシュアル・ハラスメント防止のための措置を講ずることが義務づけられています。)

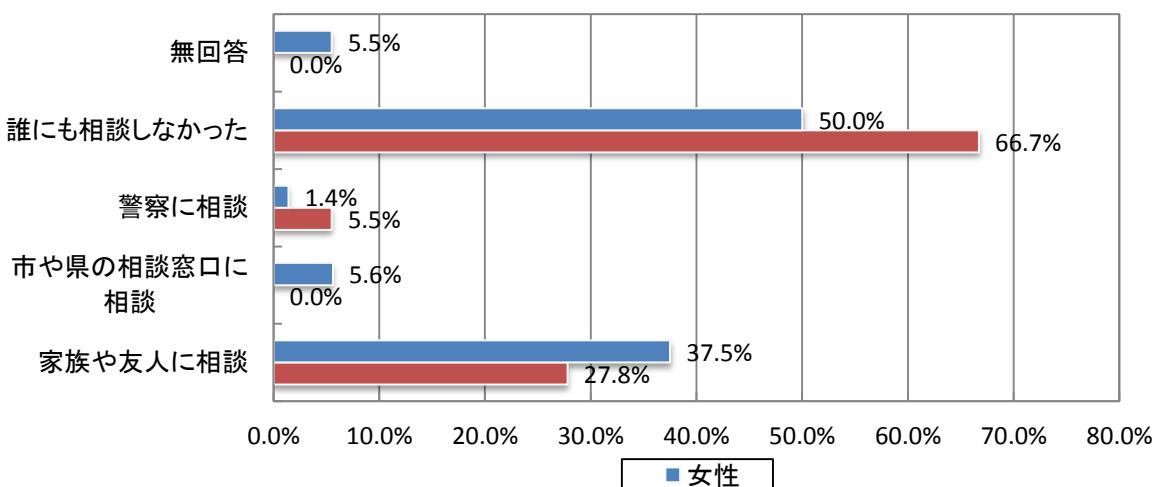
## VII ドメスティック・バイオレンス

問22 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）と考えられるようなことを受けた経験がありますか。



暴力による被害経験がある女性は、72名（15.2%）となっており、身体的や言葉等による暴力を受けたことがある結果となりました。暴力は、人権を著しく侵害するものであり、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

問23 「問22」で「受けた」と答えた方にお聞きします。DVを受けたとき誰かに相談しましたか。



DVの被害を受けた方のうち、約3割の方は「家族、友人」に相談しているものの、「誰にも相談しなかった」方が約半数以上いるという結果となりました。

問24 相談しなかった理由は何ですか。

	全体(性別無回答含む)		女性		男性	
相談するほどのことでもないと思った	13人	27.1%	10人	27.8%	3人	25.0%
自分にも悪いところがあると思った	12人	25.0%	8人	22.2%	4人	33.4%
相手の行為は愛情の表現だと思った	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
相談してもむだだと思った	17人	35.4%	13人	36.1%	4人	33.3%
その他	2人	4.2%	2人	5.6%	0人	0.0%
不明	4人	8.3%	3人	8.3%	1人	8.3%

「誰にも相談しなかった」理由としては、「相談してもむだだと思ったから」との回答が一番多くありました。DVは人権問題であり、職場や家庭だけの問題では済まされません。非常に深刻な社会問題として、被害者の切実な問題として捉えなければなりません。また、ひとりで悩まず勇気を持って市や県の相談窓口に相談していただきたいと思います。

問25 あなたはDVの相談窓口が県や市に設置されているのをご存知ですか。

	全体(性別無回答含む)		女性		男性	
知っている	199人	23.0%	95人	20.7%	102人	25.8%
知らない	455人	52.6%	237人	51.5%	237人	53.9%
無記入	211人	24.4%	128人	27.8%	80人	20.3%

DVに関する相談窓口として、市では「石巻市民相談センター」がありますが、このことを知らない方が半数以上を占めており、より一層の周知が必要と思われます。

市では、平成25年4月に「市虐待防止センター（仮称）」を設置することになっておりますので、DV被害にあわれた方が安心して相談できる体制の確立を目指していきます。

### DVについての相談窓口

#### (市の相談窓口)

- 石巻市 市民相談センター Tel0225-23-6614

#### (その他の相談窓口)

- 東部保健福祉事務所 Tel0225-95-1431
- 石巻警察署（生活安全課） Tel0225-95-4141
- 女性相談センター Tel022-256-0965
- 外国人相談センター Tel022-275-9990
- 仙台法務局女性の人権ホットライン Tel0570-070-810